

教育予算の拡充を求める意見書

新学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等も課題となっており、いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決にむけて、計画的な定数改善が必要です。

30年ぶりの法改正で小学1、2年生に35人学級が導入されました。しかし、今年度はその拡充において予算措置されていません。文部科学省が2010年に実施した調査では、保護者の約6割が「望ましい学級規模」として26人～30人を挙げており、また、国内の各府県の調査においても、少人数学級編成で「個別指導がしやすくなった」「教員はきめ細かい対応をしている」など肯定的な意見を述べられたほか、不登校の出現率や欠席率の低下、いじめの発生件数の減少など、その効果は明らかです。国際的にみても、日本はOECD諸国平均に比べ1学級あたりの児童生徒数や、教員1人あたりの児童生徒数はとりわけ多くなっています。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合や一般政府総支出における教育費の割合はOECD加盟国（データのある31ヵ国）の中で日本は最下位であり、対して、教育支出における私費負担の割合はOECD平均の倍です。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、非正規教職員の増大などにみられるように教育条件の格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもや若者の学びを切れめなく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につながる必要があります。

こうした観点から、2014年度政府の概算要求に向けて下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出するものであります。

記

1. 35人以下学級の完結及び30人以下学級を推進すること
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の拡充を図ること
3. 校舎の耐震化、教材備品・修繕費等、学校教育環境の整備充実に必要な予算措置を行うこと。
4. 子どもと向き合える時間の確保ができるよう、教職員の定数改善や事務負担の軽減を行うこと。

(平成25年6月24日 可決)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
内閣官房長官

あて

石川県野々市市議会